

京都府教育委員会では、京都府内に在住する保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯、生活保護（生業扶助受給）世帯、又は家計が急変した世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給しています。

チラシ及びお知らせを確認のうえ申請を希望される場合は、申請書類を事務室まで取りに来てください。お渡しする提出書類チェックリストを参考に、必要書類を期日までに事務室に提出してください。

【通常申請】 [チラシ](#) [お知らせ](#) [対象確認シート](#)

【家計急変】 [チラシ](#) [お知らせ](#) [対象確認シート](#)

※ 生活保護（生業扶助受給）、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯の方は「通常申請」

令和8年1月以降に家計が急変した世帯の方は「家計急変」を確認してください。

【通常申請】

1 対象者（令和8年7月1日現在、以下の5点全てに該当する者）

- （1）保護者等（親権者全員）の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。
- （2）保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住であること。
- （3）生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- （4）生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- （5）生徒が、通算4回以上、奨学のための給付金を受給していないこと。

ただし、定時制、通信制の高等学校等に通う学び直し支援金受給者については、最大2回まで追加可。

2 給付金額（年額）

- （1）生活保護（生業扶助）受給世帯
32,300円（令和8年度早期給付申請済の場合：24,225円）
- （2）非課税世帯
143,700円（令和8年度早期給付申請済の場合：107,775円）
- （3）住民税所得割額100円以上105,500円未満
47,900円
- （4）住民税所得割額105,500円以上182,500円未満
35,930円

3 申請書類提出期限

令和8年7月16日（木）

4 その他

京都府の他の奨学金を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。制度の詳細については、チラシ及びお知らせを御確認ください。

【家計急変】

1 対象者（基準日（※1）現在、以下の5点全てに該当する者）

- （1）保護者等（全員又は一方）に令和8年度住民税所得割額（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額）が非課税でなかった場合で、令和8年1月1日以後に保護者等に生じた家計急変事由（失業等。ただし定年退職は対象外）により、令和8年度住民税所得割額（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額）が182,500円未満に相当すると認められる世帯であること。
- （2）保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住であること。
- （3）生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- （4）生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- （5）生徒が、通算4回以上、奨学のための給付金を受給していないこと。

ただし、定時制、通信制の高等学校等に通う学び直し支援金受給者については、最大2回まで追加可。

※1 基準日

7月1日までに家計急変が発生した場合、7月1日

7月2日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生日等

（令和7年12月31日以前の家計急変は対象になりません）

2 家計急変の確認について

家計急変発生後1年間の保護者等（親権者全員）の年間収入を推計し、1（1）に該当する世帯であることを確認します。

2 給付金額（年額）

（1）非課税世帯

143,700円

（2）住民税所得割額100円以上105,500円未満

47,900円

（3）住民税所得割額105,500円以上182,500円未満

35,930円

3 申請期限

令和8年7月16日（木）

※申請期限後に家計が急変した場合は、事務室に御相談ください。

4 その他

京都府の他の奨学金を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。
制度の詳細については、チラシ及びお知らせを御確認ください。